TEPCO

とくとくガスプラン（主契約料金表）等以外の供給条件

（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係るガス料金の特別措置）

令和６年１月１日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

1　適　　用

(1)　この供給条件は，当社が定めるガス需給約款またはビジネスガス需給約款にもとづきガスの供給を受け，当社が定める次の料金表（以下「当社が定める料金表」といいます。）の適用を受けるお客さまに適用いたします。

イ　東 京 エ リ ア

とくとくガスプラン（主契約料金表）（以下「とくとくガスプラン」といいます。），とくとくガス床暖プラン（主契約料金表）（以下「とくとくガス床暖プラン」といいます。），東電ガスとくとくガスプラン for au（主契約料金表）（以下「東電ガスとくとくガスプラン for au」といいます。），とくとくガスＡＰプラン（主契約料金表）（以下「とくとくガスＡＰプラン」といいます。），ソフトバンクガス Powered by TEPCO（主契約料金表）（以下「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」といいます。）およびビジネスとくとくガスプラン（主契約料金表）（以下「ビジネスとくとくガスプラン」といいます。）

ロ　中 部 エ リ ア

とくとくガスプラン（中部エリア）（主契約料金表）（以下「とくとくガスプラン（中部エリア)」といいます。）

ハ　関 西 エ リ ア

とくとくガスプラン（関西エリア）（主契約料金表）（以下「とくとくガスプラン（関西エリア)」といいます。）

ニ　武 州 エ リ ア

とくとくガスプラン（武州エリア）（主契約料金表）（以下「とくとくガスプラン（武州エリア)」といいます。）

ホ　大 東 エ リ ア

とくとくガスプラン（大東エリア）（主契約料金表）（以下「とくとくガスプラン（大東エリア)」といいます。）

ヘ　東 部 エ リ ア

とくとくガスプラン（東部エリア）（主契約料金表）（以下「とくとく

ガスプラン（東部エリア)」といいます。）

(2)　この供給条件は，令和６年１月の検針日から令和６年６月の検針日の前日までの期間に使用されるガスに適用いたします。

2　ガス料金および日割計算の特別措置

(1)　とくとくガスプランの適用を受けるお客さまの従量料金は，とくとくガスプラン２（ガス料金）または３（日割計算）(1)にかかわらず，とくとくガスプラン別表（原料費調整）１(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(2)　とくとくガス床暖プランの適用を受けるお客さまの従量料金は，とくとくガス床暖プラン２（ガス料金）または４（日割計算）(1)にかかわらず，とくとくガス床暖プラン別表１（原料費調整）(1)ニによって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(3)　東電ガスとくとくガスプラン for au の適用を受けるお客さまの従量料金は，東電ガスとくとくガスプラン for au２（ガス料金）または３（日割計算）(1)にかかわらず，東電ガスとくとくガスプラン for au 別表（原料費調整）１(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(4)　とくとくガスＡＰプランの適用を受けるお客さまの従量料金は，とくとくガスＡＰプラン４（ガス料金）または５（日割計算）(1)にかかわらず，とくとくガスＡＰプラン別表（原料費調整）１(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(5)　ソフトバンクガス Powered by TEPCO の適用を受けるお客さまの従量料金は，ソフトバンクガス Powered by TEPCO２（ガス料金）または３（日割計算）(1)にかかわらず，ソフトバンクガス Powered by TEPCO 別表（原料費調整）１(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(6)　ビジネスとくとくガスプランの適用を受けるお客さまの従量料金は，ビジネスとくとくガスプラン２（ガス料金）または３（日割計算）(1)にかかわらず，ビジネスとくとくガスプラン別表（原料費調整）１(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(7)　とくとくガスプラン（中部エリア）の適用を受けるお客さまの従量料金

は，とくとくガスプラン（中部エリア）２（ガス料金）または３（日割計算）(1)にかかわらず，とくとくガスプラン（中部エリア）別表（原料費調整）１(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(8)　とくとくガスプラン（関西エリア）の適用を受けるお客さまの従量料金は，とくとくガスプラン（関西エリア）２（ガス料金）または３（日割計算）(1)にかかわらず，とくとくガスプラン（関西エリア）別表（原料費調整）１(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(9)　とくとくガスプラン（武州エリア）の適用を受けるお客さまの従量料金は，とくとくガスプラン（武州エリア）２（ガス料金）または３（日割計算）(1)にかかわらず，とくとくガスプラン（武州エリア）別表（原料費調整）１(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(10)　とくとくガスプラン（大東エリア）の適用を受けるお客さまの従量料金は，とくとくガスプラン（大東エリア）２（ガス料金）または３（日割計算）(1)にかかわらず，とくとくガスプラン（大東エリア）別表（原料費調整）１(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(11)　とくとくガスプラン（東部エリア）の適用を受けるお客さまの従量料金は，とくとくガスプラン（東部エリア）２（ガス料金）または３（日割計算）(1)にかかわらず，とくとくガスプラン（東部エリア）別表（原料費調整）１(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

３　原料費調整単価の特別措置

(1)　当社が定める料金表の適用を受けるお客さまの原料費調整単価は，とくとくガスプラン別表（原料費調整）１(2)，とくとくガス床暖プラン別表１（原料費調整）(1)ロ，東電ガスとくとくガスプラン for au 別表（原料費調整）１(2)，とくとくガスＡＰプラン別表（原料費調整）１(2)，ソフトバンクガス Powered by TEPCO 別表（原料費調整）１(2)，ビジネスとくとくガスプラン別表（原料費調整）１(2)，とくとくガスプラン（中部エリア）別表（原料費調整）１(2)，とくとくガスプラン（関西エリア）別表（原料費調整）１(2)，とくとくガスプラン（武州エリア）別表（原料費調整）１(2)，とくとくガスプラン（大東エリア）別表（原料費調整）１(2)またはとくと

くガスプラン（東部エリア）別表（原料費調整）１(2)にかかわらず，次の算式によって算定された値といたします。

原料費調整単価＝(2)の基準原料費調整単価－(5)の特別措置の原料費調整単価

(2)　基準原料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，基準原料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，当該値が正の場合は切り捨て，当該値が負の場合は切り上げます。

$$\text{基準原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - (3)\text{の基準原料価格}) \times \frac{(4)\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

(3)　基準原料価格は，次のとおりといたします。

東京エリア	57,250円
中部エリア	83,350円
関西エリア	64,090円
武州エリア	34,700円
大東エリア	56,160円
東部エリア	78,400円

(4)　基準単価は，平均原料価格が100円変動した場合の値とし，１立方メートルにつき次のとおりといたします。

東　京　エ　リ　ア	8銭1厘
中　部　エ　リ　ア	8銭1厘
関　西　エ　リ　ア	8銭1厘
武　州　エ　リ　ア	7銭8厘
大　東　エ　リ　ア	8銭1厘
東　部　エ　リ　ア	8銭5厘

(5)　特別措置の原料費調整単価は，次のとおりといたします。

	令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
1立方メートルにつき	15円00銭	7円50銭

4　そ　の　他

その他の事項については，当社が定める料金表に定めるところによるものといたします。

附　　則（実施期日）

この供給条件は，令和６年１月１日から実施いたします。